セーフティネット保証5号について【新型コロナウイルス関連】

新型コロナウイルス感染症により影響を受ける中小企業者への資金繰り支援として、 セーフティネット保証 5 号の対象業種の指定及び要件の緩和が行われています。

(**認定要件**) ◎ 時限的な運用緩和などの特例については市ホームページをご覧ください

- (イ) 指定業種に属する事業を行っており、最近3か月間の売上高等が前年同期比5%以上減少の中小企業者
- (ロ) 指定業種に属する事業を行っており、製品等原価のうち 20%を占める原油等の仕入価格が 20%以上、上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁できていない中小企業者

(提出書類)

√		書類名	通数
	1	認定申請書	1通
	2	履歴事項全部証明書 (3か月以内取得のもの)(法人のみ)※1、2	1通
	3	所得税確定申告書、青色申告決算書 (個人事業主のみ)※ 2	1通
	4	対象となる業種を営んでいることが確認できる書類	1通
		(取り扱っている製品、サービス等を確認することができるもの など)	
	5	直近3か月間の売上高がわかるもの(試算表・売上台帳等)※3、4	1通
	6	比較する期間の売上高がわかるもの(法人事業概況等) ※3	1通
	7	委任状 (金融機関等、本人以外が申請をする場合) ※5	1通
	8	アンケート	1通
	9	所定の添付書類 (イ-①~③、□-①~③の場合)※6	1通
	10	直近3か月及び前年同期の原油等の購入価格がわかるもの	1通
		(□-①~③の場合)	

- ※1 "インターネット謄本"(オンライン謄本)は不可です。
- ※ 2 当該書類により市内で事業を行っていることが確認できない場合は、 その事実が客観的に確認できる書類(土地の賃貸借契約書の写し等)を提出してください。
- ※3 月ごとに売上高を計算し、合計額を記載してください。
- ※4 算出できない場合には、【直近1か月の売上高がわかるもの(試算表・売上台帳等)】と 【その後2か月間の売上高見込みがわかるもの(任意書式)】を提出してください。
- ※5 金融機関の方が受任者の場合、受任者欄は「支店所在地」、「金融機関名+支店名」、 「受任者氏名」を記載してください。(申請時は社員証等をお持ちください。)
- ※6 ホームページよりダウンロードできます。

(その他)

- 〇上記以外の書類について、追加提出を求める場合があります。
- ○融資を受ける場合は、別途、金融機関や信用保証協会等による審査があります。
- ○認定書には有効期間があります。有効期間内に金融機関又は信用保証協会に対して経営安定関連保証の申し込みを行うことが必要です。
- ○郵送での受付も行っています。

(申請場所・問い合わせ先)

〒275-8601 習志野市 産業振興課(場所:鷺沼2-1-1 市役所4階 電話:047-451-7755)